



発行 新潟県
第 86 号
 平成27年11月6日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1385 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1386 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 1387 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 1388 農用地利用配分計画の認可の申請(地域農政推進課)
- 1389 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 1390 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 1391 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 1392 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)

公 告

- 新潟県民栄誉賞の表彰(秘書課)
- 大規模小売店舗の新設(商業・地場産業振興課)
- 特定調達契約の落札者等(出納局会計検査課)

告 示

◎新潟県告示第1385号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定した。

平成27年11月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	指定年月日
南魚沼市民病院	南魚沼市六日町2643番地1	精神通院医療	平成27年11月1日
たがみ調剤薬局	南蒲原郡田上町田上丙1225-3	精神通院医療	平成27年11月1日
訪問看護ステーション リボン	上越市大字大日34番地5	精神通院医療	平成27年11月1日

◎新潟県告示第1386号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定を次のとおり更新した。

平成27年11月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
駅西調剤薬局	十日町市稲荷町3丁目南7番地26	精神通院医療	平成27年11月1日
西高田薬局	上越市大字飯1377-1	精神通院医療	平成27年11月1日
奥田薬局	佐渡市両津夷175	精神通院医療	平成27年11月1日

◎新潟県告示第1387号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年11月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
たがみ調剤薬局	田上町田上丙1225-3	精神通院医療	平成27年11月1日

◎新潟県告示第1388号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成27年11月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	2者	板山車野207番3ほか44筆 4.3ha
新潟市	9者	北区新鼻福島湯乙26番303ほか45筆 5.5ha
魚沼市	2者	湯之谷芋川一里塚83番2ほか12筆 1.2ha
十日町市	13者	清水丁987番ほか60筆 5.9ha
津南町	4者	中深見乙2823番1ほか49筆 6.6ha
糸魚川市	6者	中川原新田3338番ほか42筆 2.6ha
合計	36者	258筆 26.1ha

2 申請年月日

平成27年10月27日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

◎新潟県告示第1389号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成23年2月4日新潟県告示第118号）を次のとおり解除する。

平成27年11月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田中町2地区	佐渡市沢根五十里	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1390号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成23年2月4日新潟県告示第119号）の指定を解除する。

平成27年11月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田中町2地区	佐渡市沢根五十里	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1391号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年11月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
檜沢(1)地区	長岡市小国町檜沢、小国町上岩田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上河原地区	長岡市川口和南津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和南津(1)地区	長岡市川口和南津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和南津(2)地区	長岡市川口和南津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

西川口(3)地区	長岡市西川口、川口和南津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
うらのかんのう地区	長岡市川口和南津	次の図のとおり	土石流
品木田地区	長岡市川口和南津	次の図のとおり	土石流
田沢川(1)地区	長岡市川口和南津	次の図のとおり	土石流
田沢川(2)地区	長岡市川口和南津	次の図のとおり	土石流
片木沢川地区	長岡市川口和南津	次の図のとおり	土石流
原(1)地区	長岡市小国町原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
原(3)地区	長岡市小国町原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
原地区	長岡市小国町原	次の図のとおり	土石流
諏訪井地区	長岡市小国町諏訪井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
諏訪井(2)地区	長岡市小国町諏訪井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
諏訪井(4)地区	長岡市小国町諏訪井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大貝(1)地区	長岡市小国町大貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大貝(2)地区	長岡市小国町大貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
道ノ上地区	長岡市小国町苔野島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
苔野島(1)地区	長岡市小国町苔野島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
苔野島(2)地区	長岡市小国町苔野島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
苔野島(1)地区	長岡市小国町苔野島	次の図のとおり	土石流
苔野島地区	長岡市小国町苔野島	次の図のとおり	地すべり
森光(1)地区	長岡市小国町森光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
森光(2)地区	長岡市小国町森光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
森光(3)地区	長岡市小国町森光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
森光(4)地区	長岡市小国町森光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城の沢川地区	長岡市小国町森光	次の図のとおり	土石流

滝谷入沢地区	長岡市小国町森光	次の図のとおり	土石流
下森光地区	長岡市小国町森光	次の図のとおり	土石流
三桶地区	長岡市小国町三桶	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三桶(2)地区	長岡市小国町三桶	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸地区	長岡市小国町太郎丸、小国沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸(1)地区	長岡市小国町太郎丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸(2)地区	長岡市小国町太郎丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸(3)地区	長岡市小国町太郎丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸(4)地区	長岡市小国町太郎丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
才ノ神沢地区	長岡市小国町太郎丸、小国沢	次の図のとおり	土石流
品沢川地区	長岡市小国町太郎丸	次の図のとおり	土石流
崩沢川地区	長岡市小国町太郎丸	次の図のとおり	土石流
太郎丸(1)地区	長岡市小国町太郎丸	次の図のとおり	土石流
太郎丸(2)地区	長岡市小国町太郎丸	次の図のとおり	土石流
太郎丸(3)地区	長岡市小国町太郎丸	次の図のとおり	土石流
太郎丸地区	長岡市小国町太郎丸	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中条己(1)地区	十日町市北原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中条己(2)地区	十日町市北原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中条己(3)地区	十日町市市之沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東市之沢(東沢)地区	十日町市市之沢	次の図のとおり	土石流
中条(H25)地区	十日町市上原、中条八幡	次の図のとおり	地すべり
中条己(4)地区	十日町市嘉勝、轟木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

中条己(5)地区	十日町市轟木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢地区	十日町市嘉勝、轟木	次の図のとおり	土石流
焼野(1)地区	十日町市焼野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
焼野(2)地区	十日町市焼野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
焼野(3)地区	十日町市焼野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池谷(1)地区	十日町市池谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
焼野地区	十日町市焼野	次の図のとおり	地すべり
池谷地区	十日町市池谷	次の図のとおり	地すべり
水沢地区	十日町市馬場第二、水沢第三	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
馬場地区	十日町市馬場第二、第四	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水沢第二地区	十日町市水沢第二	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
馬場第二地区	十日町市馬場第二	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鯉沢地区	十日町市馬場第一、馬場第二、馬場第三、水沢第一、水沢第二、水沢第三	次の図のとおり	土石流
水沢川地区	十日町市水沢第一	次の図のとおり	土石流
馬場甲(1)地区	十日町市馬場第三、水沢第二、水沢第三	次の図のとおり	土石流
水沢市ノ沢(1)地区	十日町市中在家、水沢市ノ沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水沢市ノ沢(2)地区	十日町市中在家、水沢市ノ沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒屋地区	十日町市中在家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中在家地区	十日町市中在家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
馬場辛(1)地区	十日町市中在家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市ノ沢(1)地区	十日町市水沢市ノ沢	次の図のとおり	土石流
市ノ沢(2)地区	十日町市水沢市ノ沢	次の図のとおり	土石流
安養寺地区	十日町市安養寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
安養寺(2)地区	十日町市安養寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

安養寺(3)地区	十日町市安養寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入ノ沢地区	十日町市安養寺	次の図のとおり	土石流
安養寺(1)地区	十日町市安養寺	次の図のとおり	土石流
染色団地地区	十日町市山谷、稲葉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山谷(2)地区	十日町市山谷、小泉第三	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
貝喰川地区	十日町市稲葉、山谷	次の図のとおり	土石流
北鑑坂地区	十日町市北鑑坂第三	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北鑑坂第一地区	十日町市北鑑坂第一、北鑑坂第三	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北鑑坂(1)地区	十日町市北鑑坂第二、北鑑坂第三	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北鑑坂地区	十日町市樽沢乙、北鑑坂	次の図のとおり	地すべり
北千枚田地区	十日町市北鑑坂、南鑑坂	次の図のとおり	地すべり
猿倉1地区	十日町市猿倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿倉2地区	十日町市猿倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
午(1)地区	十日町市猿倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
午(2)地区	十日町市猿倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢入り川地区	十日町市猿倉、江道	次の図のとおり	土石流
江道尻沢地区	十日町市猿倉	次の図のとおり	土石流
水尻沢川地区	十日町市猿倉	次の図のとおり	土石流
猿倉地区	十日町市猿倉	次の図のとおり	土石流
猿倉地区	十日町市猿倉、江道	次の図のとおり	地すべり
新座(H25)地区	十日町市新座第四の一	次の図のとおり	地すべり
菅沼(1)地区	十日町市菅沼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅沼(2)地区	十日町市菅沼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅沼地区	十日町市菅沼	次の図のとおり	地すべり

中平(3)地区	十日町市中平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中平(2)地区	十日町市中平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真田丁(1)地区	十日町市中平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真田丁(2)地区	十日町市中平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真田丁(3)地区	十日町市中平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中平地区	十日町市中平	次の図のとおり	地すべり
鉢南地区	十日町市鉢第一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鉢(3)地区	十日町市鉢第二	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鉢(4)地区	十日町市鉢第二	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鉢第一(1)地区	十日町市鉢第一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鉢第一(2)地区	十日町市鉢第一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真田甲(1)地区	十日町市鉢第二	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真田甲(2)地区	十日町市鉢第二	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真田甲(3)地区	十日町市鉢第一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鉢地区	十日町市鉢第一、鉢第二	次の図のとおり	地すべり
名ヶ山(1)地区	十日町市名ヶ山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
名ヶ山(2)地区	十日町市名ヶ山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真田丙(1)地区	十日町市名ヶ山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真田丙(2)地区	十日町市名ヶ山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真田丙(3)地区	十日町市名ヶ山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真田丙(4)地区	十日町市名ヶ山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真田丙(5)地区	十日町市名ヶ山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真田丙(6)地区	十日町市名ヶ山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真田丙(7)地区	十日町市名ヶ山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

ふゆぎの沢地区	十日町市名ヶ山	次の図のとおり	土石流
北沢（北沢の沢）地区	十日町市名ヶ山	次の図のとおり	土石流
名ヶ山地区	十日町市名ヶ山	次の図のとおり	地すべり
中手(1)地区	十日町市中手	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中手(2)地区	十日町市中手	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中手(3)地区	十日町市中手	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真田乙(1)地区	十日町市中手	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真田乙(2)地区	十日町市中手	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中手地区	十日町市中手	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

3 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田中町2地区	佐渡市沢根五十里	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1392号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年11月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
櫛沢(1)地区	長岡市小国町櫛沢、小国町上岩田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和南津(1)地区	長岡市川口和南津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西川口(3)地区	長岡市西川口、川口和南津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
原(3)地区	長岡市小国町原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
諏訪井地区	長岡市小国町諏訪井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
諏訪井(2)地区	長岡市小国町諏訪井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

諏訪井(4)地区	長岡市小国町諏訪井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大貝(1)地区	長岡市小国町大貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大貝(2)地区	長岡市小国町大貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
道ノ上地区	長岡市小国町苔野島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
苔野島(1)地区	長岡市小国町苔野島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
苔野島(2)地区	長岡市小国町苔野島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
苔野島(1)地区	長岡市小国町苔野島	次の図のとおり	土石流
森光(1)地区	長岡市小国町森光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
森光(2)地区	長岡市小国町森光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
森光(3)地区	長岡市小国町森光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
森光(4)地区	長岡市小国町森光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三桶地区	長岡市小国町三桶	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三桶(2)地区	長岡市小国町三桶	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸地区	長岡市小国町太郎丸、小国沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸(1)地区	長岡市小国町太郎丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸(2)地区	長岡市小国町太郎丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸(4)地区	長岡市小国町太郎丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
才ノ神沢地区	長岡市小国町太郎丸、小国沢	次の図のとおり	土石流
太郎丸(1)地区	長岡市小国町太郎丸	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中条己(3)地区	十日町市市之沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東市之沢(東沢)地区	十日町市市之沢	次の図のとおり	土石流
中条己(4)地区	十日町市嘉勝、轟木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

中条己(5)地区	十日町市轟木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
焼野(1)地区	十日町市焼野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
焼野(2)地区	十日町市焼野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
焼野(3)地区	十日町市焼野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池谷(1)地区	十日町市池谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水沢地区	十日町市馬場第二、水沢第三	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
馬場地区	十日町市馬場第二、第四	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水沢第二地区	十日町市水沢第二	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
馬場第二地区	十日町市馬場第二	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
馬場甲(1)地区	十日町市馬場第三、水沢第二、水沢第三	次の図のとおり	土石流
水沢市ノ沢(1)地区	十日町市中在家、水沢市ノ沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水沢市ノ沢(2)地区	十日町市中在家、水沢市ノ沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒屋地区	十日町市中在家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中在家地区	十日町市中在家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市ノ沢(1)地区	十日町市水沢市ノ沢	次の図のとおり	土石流
安養寺地区	十日町市安養寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
安養寺(2)地区	十日町市安養寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入ノ沢地区	十日町市安養寺	次の図のとおり	土石流
安養寺(1)地区	十日町市安養寺	次の図のとおり	土石流
染色団地地区	十日町市山谷、稲葉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山谷(2)地区	十日町市山谷、小泉第三	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北鑑坂第一地区	十日町市北鑑坂第一、北鑑坂第三	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿倉1地区	十日町市猿倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿倉2地区	十日町市猿倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

江道尻沢地区	十日町市猿倉	次の図のとおり	土石流
水尻沢川地区	十日町市猿倉	次の図のとおり	土石流
中平(3)地区	十日町市中平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中平(2)地区	十日町市中平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真田丁(1)地区	十日町市中平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真田丁(2)地区	十日町市中平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真田丁(3)地区	十日町市中平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鉢南地区	十日町市鉢第一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鉢(4)地区	十日町市鉢第二	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鉢第一(1)地区	十日町市鉢第一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真田甲(1)地区	十日町市鉢第二	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
名ヶ山(1)地区	十日町市名ヶ山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
名ヶ山(2)地区	十日町市名ヶ山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真田丙(2)地区	十日町市名ヶ山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真田丙(3)地区	十日町市名ヶ山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真田丙(4)地区	十日町市名ヶ山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真田丙(5)地区	十日町市名ヶ山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真田丙(6)地区	十日町市名ヶ山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北沢(北沢の沢)地区	十日町市名ヶ山	次の図のとおり	土石流
中手(3)地区	十日町市中手	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真田乙(2)地区	十日町市中手	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田中町2地区	佐渡市沢根五十里	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

新潟県民栄誉賞の表彰について(公告)

新潟県民栄誉賞規則(平成12年新潟県規則第157号)第2条の規定により、次の者を表彰した。

平成27年11月6日

新潟県知事	泉田裕彦		
功 績	氏 名	所在地	
新潟県を代表する俳優として活躍	渡辺 謙	東京都	

大規模小売店舗の新設について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年11月6日

新潟県知事 泉田裕彦

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 (仮称) バロー上越寺店
所在地 上越市寺157番地2 外
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 大規模小売店舗を設置する者
 - 氏名又は名称 株式会社バローホールディングス
 - 法人代表者氏名 代表取締役 田代 正美
 - 住所 岐阜県恵那市大井町180番地の1
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - 氏名又は名称 株式会社バロー
 - 法人代表者氏名 代表取締役 田代 正美
 - 住所 岐阜県多治見市大針町661番地の1
 - ほか1者
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年6月28日
- 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計2,850平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
 - 位置 届出書に添付された図面のとおり
 - 収容台数 計123台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
 - 位置 届出書に添付された図面のとおり
 - 収容台数 計40台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
 - 位置 届出書に添付された図面のとおり
 - 面積 計243平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - 位置 届出書に添付された図面のとおり
 - 容量 計46立方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・株式会社パロー及び未定1者
午前9時から午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
午前8時30分から午後9時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 3箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ・荷さばき施設1、3
午前6時から午後9時
 - ・荷さばき施設2
午後10時から午前6時
- 7 届出年月日
平成27年10月27日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
平成27年11月6日から平成28年3月6日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年11月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 落札件名及び数量
密閉式暖房器具 262台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
平成27年9月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
新潟サンリン株式会社
新潟県新潟市中央区東出来島11番18号
- 5 落札価格
14,040,000円
- 6 契約方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
平成27年8月11日